

安曇野市自治基本条例  
検討委員会報告書

平成 28 年 12 月 9 日

安曇野市自治基本条例検討委員会

# 安曇野市自治基本条例検討委員会報告書

## 目 次

1	安曇野市自治基本条例検討委員会の概要	2
2	安曇野市自治基本条例検討委員会報告	3
3	安曇野市自治基本条例制定に係る市民会議等設置要綱	10

# 1 安曇野市自治基本条例検討委員会の概要

## (1) 安曇野市自治基本条例検討委員会の経過

「安曇野市自治基本条例制定市民会議」から平成28年8月5日に提出をいただきました報告書に基づき、5人の委員により、条例の文案を検討しました。

検討を進める上では、平成27年1月から6月まで開催した安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ、また平成27年12月から平成28年7月まで開催した安曇野市自治基本条例制定市民会議などで各委員からいただいた意見を振り返りながら、できる限り反映できるよう努めてきました。

	日 時 (場所)	内 容
第1回	平成28年 9月21日(水) 午後1時 30分(本庁舎307会議室)	(1) 安曇野市自治基本条例検討委員会について (2) 安曇野市自治基本条例制定市民会議の報告書について (3) 委員長及び副委員長の選出について (4) 条文(案)について (5) その他
第2回	10月11日(火) 午後1時 30分(本庁舎301会議室)	(1) 条文(案)について (2) その他
第3回	11月2日(水) 午後1時 30分(本庁舎401会議室)	(1) 条文(案)について (2) その他
第4回	11月8日(火) 午後5時 (本庁舎401会議室)	(1) 条文(案)について (2) その他
第5回	12月1日(木) 午後1時 30分(本庁舎301会議室)	(1) 条文(案)について (2) 検討委員会報告書について (3) その他

## (2) 委員

(敬称略)

役 職	氏 名	備 考
委員長	田 村 浩	自治基本条例制定市民会議会長
副委員長	那 須 誠	自治基本条例制定市民会議委員
委 員	木 村 晴 壽	自治基本条例制定市民会議アドバイザー 松本大学総合経営学部教授
委 員	熊 井 深 男	平成28年度安曇野市区長会会長 自治基本条例制定市民会議委員
委 員	池 田 陽 子	自治基本条例制定市民会議委員

## 2 安曇野市自治基本条例検討委員会報告

安曇野市自治基本条例検討委員会では、5回に亘る委員会により、次のとおり「安曇野市自治基本条例」の構成及び文案をまとめました。

### (1) 自治基本条例構成

#### 前文

##### 第1章 総則

- 目的（第1条）
- 条例の位置付け（第2条）
- 定義（第3条）
  - ・市民
  - ・市
  - ・自治
  - ・まちづくり
  - ・協働
  - ・総合計画等
  - ・区
  - ・安曇野市区長会
- 自治の基本理念（第4条）
- 市政運営の基本原則（第5条）
  - ・協働の原則
  - ・情報共有の原則
  - ・法令遵守の原則

##### 第2章 市民の権利及び責務

- 市民の権利（第6条）
- 市民の責務（第7条）

##### 第3章 市議会の役割及び責務

- 市議会の役割及び責務（第8条）
- 議員の責務（第9条）

##### 第4章 市の役割及び責務

- 市長の役割及び責務（第10条）
- 市の役割及び責務（第11条）
- 職員の責務（第12条）

##### 第5章 市政運営

- 市政の透明性及び信頼性（第13条）
- 総合計画等（第14条）
- 財政運営（第15条）
- 情報の提供（第16条）
- 個人情報の保護（第17条）
- 附属機関（第18条）
- パブリックコメント（第19条）
- 市政運営に関する応答責任（第20条）
- 政策に関する説明責任（第21条）
- 行政評価（第22条）

##### 第6章 危機管理

- 危機管理（第23条）

##### 第7章 区

- 区の役割（第24条）
- 区への加入（第25条）
- 区への支援（第26条）

##### 第8章 住民投票

- 住民投票（第27条）

##### 附則

- 施行期日
- 自治基本条例の見直し

## (2) 自治基本条例文案

### 前 文

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人ひとりに、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の理念と市政運営の原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 市民の権利及び責務（第 6 条－第 7 条）
- 第 3 章 市議会の役割及び責務（第 8 条－第 9 条）
- 第 4 章 市の役割及び責務（第 10 条－第 12 条）
- 第 5 章 市政運営（第 13 条－第 22 条）
- 第 6 章 危機管理（第 23 条）
- 第 7 章 区（第 24 条－第 26 条）
- 第 8 章 住民投票（第 27 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の役割等を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

##### (条例の位置付け)

第 2 条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事

項と整合を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有し、又は居住する者
  - イ 市内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。
- (3) 自治 自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。
- (4) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。
- (6) 総合計画等 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画をいう。
- (7) 区 本市の区域内にある自治組織であつて、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。
- (8) 安曇野市区長会 各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

(自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。

- 2 市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語又は文化の違いによって市民を差別することなく、全ての基本的人権を尊重して自治を推進するものとする。
- 3 市民、市議会及び市は、自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

(市政運営の基本原則)

第5条 市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

- (1) 協働の原則 市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。
- (2) 情報共有の原則 市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。
- (3) 法令遵守の原則 全ての法令等を遵守すること。

## 第2章 市民の権利及び責務

### (市民の権利)

第6条 市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

- 2 市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。
- 3 市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

### (市民の責務)

第7条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

- 2 市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

## 第3章 市議会の役割及び責務

### (市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、議会の権能の範囲において政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

- 2 市議会は、市政運営を監視するものとする。
- 3 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表することで市民及び市との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めるものとする。
- 4 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報適正に管理し、利用しなければならない。

### (議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

## 第4章 市の役割及び責務

### (市長の役割及び責務)

第10条 市長は、自治の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

- 2 市長は、市政運営の原則に則り、必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画等の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとする。

### (市の役割及び責務)

第11条 市は、市政運営の原則に則り、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を

執行するものとする。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

- 2 職員は、市政運営の原則に則り、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。
- 4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

第 5 章 市政運営

(市政の透明性及び信頼性)

第 13 条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

(総合計画等)

第 14 条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画等を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画等を市民参画のもとで策定するものとする。

(財政運営)

第 15 条 市は、財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めるものとする。

- 2 市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 17 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

(附属機関)

第 18 条 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

- 2 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反



映するよう努めるものとする。

3 市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

(パブリックコメント)

第 19 条 市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例又は総合計画等の策定若しくは変更にあたり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

(市政運営に関する応答責任)

第 20 条 市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

(政策に関する説明責任)

第 21 条 市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明をするものとする。

(行政評価)

第 22 条 市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

## 第 6 章 危機管理

(危機管理)

第 23 条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事態に備え、市民の身体及び生命、財産の安全性の確保に努めるものとする。

2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民及び関係機関と協力・連携を図るものとする。

3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

## 第 7 章 区

(区の役割)

第 24 条 区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めるものとする。

(区への加入)

第 25 条 本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

(区への支援)

第 26 条 市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

## 第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 27 条 市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(自治基本条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか検証及び検討するものとする。

3 市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、第 1 項に規定する検証・検討又は前項に規定する措置を講じた以降は、5 年間を超えない期間において前 2 項の例によりこの条例の見直しを行うものとする。

### 3 安曇野市自治基本条例制定に係る市民会議等設置要綱

安曇野市自治基本条例制定に係る市民会議等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市自治基本条例案（以下「自治基本条例案」という。）の制定に向け、市民、学識経験者その他多様な立場の視点から多角的に検討することにより、協働のまちづくりの理念を実現する自治基本条例案を作成するため必要な組織（以下「会議等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置する会議等の名称)

第2条 前条の目的を達成するため設置する会議等の名称、所掌事務、委員の定数、設置する役員、役員の選任方法等は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が完了した日までとする。

(役員)

第5条 第2条に規定する会議等に、それぞれ別表に掲げる役員を置く。

2 会議等の長たる委員（以下「会長等」という。）は、当該会議等を代表し、会務を総理する。

3 副会長、副委員長その他の会長等に準じる委員は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議等は、会長等が招集する。

2 会議等は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(情報の公開等)

第7条 会議等の議事は原則として公表する。

2 前項の公表は、ホームページへの掲載その他の広報媒体を利用する方法によるものとする。

3 第1項の公表を行った場合において、会議等の議事に関する意見があったときは、その内容を会議等において検討するものとする。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、会長等が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成27年10月2日から施行する。

(安曇野市自治基本条例検討委員会設置要綱の廃止)

2 安曇野市自治基本条例検討委員会設置要綱(平成27年安曇野市告示第64号)は、廃止する。

附 則(平成28年4月26日告示第214号)

この告示は、平成28年4月26日から施行する。

別表(第2条、第3条、第5条関係)

別表(第2条、第3条、第5条関係)

名称	所掌事務	委員の定員	委員の資格	設置する役員	役員の選任方法	備考
安曇野市自治基本条例制定市民会議	自治基本条例案の内容並びに条文案の文言及び構成に関する事項について研究及び検討を行い、その経過及び結果を市長に報告すること。	20人以内	(1)安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ(自治基本条例の基本的なあり方について、市民が参加して検討する組織をいう。)の委員(市長が指名する市職員を除く。)のうち、趣旨に賛同する者 (2)市長が必要と認める者	会長及び副会長	互選	(1)委員のほか、アドバイザーを置くものとする。 (2)全体会議のほか、ワークショップを行うことができる。
安曇野市自治基本条例検討委員会	自治基本条例案に規定すべき項目、内容等について検討し、市長に報告すること	5人以内	(1)識見を有する者 (2)安曇野市区長会を構成する区の区長であって、同会の推薦を受けたもの (3)その他市長が適当と認める者	委員長及び副委員長	委員長にあっては市長が指名する委員を、副委員長にあっては委員長が指名する委員をもって充てる。	